

第四回

参第五号

国会法の一部を改正する法律（案）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 衆議院の解散により参議院が閉会となつた場合において、参議院の常任委員会及び特別委員会は、閉会前に調査中の事件で議長が特に指定した者に限り、その閉会中、これを調査することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

衆議院の解散により参議院が閉会となつた場合に、参議院の常任委員会及び特別委員会
が前会期において調査中の事件について、その閉会中調査し得る途を開く必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。